

○申請書は①申請書添付資料→②第3表→③第2表→(第4表)→④第1表の順に作成してください。  
 ○申請様式中グレーの項目は自動入力、緑色の項目は手入力欄です。  
 ○申請書添付資料様式については、(1)～(9)の順で記入してください。

賦課金に係る特例(減免)申請 申請可能事業・事業所のチェック表

申請者 経済産業株式会社 (1)申請事業者名を記載してください。  
 (2)記載した事業年度は第1表の申請に用いた事業年度欄に追記されます。 6年 4月 1日 ~ 2017年 3月 31日  
 (4)減免認定申請を行う事業名及び日本標準産業分類・細分類番号を記載してください。  
 (5)経済的指標(ブルダウ)及び経済的指標に応じた単位を記入してください。記入した経済的指標及び単位は、同表の経済的指標欄及び第3表に自動入力されます。

事業所名	受電形態	事業名 ( 金属熱処理業 )				事業名 ( 電気めっき業 )				事業名 ( 溶融めっき業 )				事業所合計	
		日本標準産業分類・細分類番号 ( 4桁 ) 【 2465 】				日本標準産業分類・細分類番号 ( 4桁 ) 【 2464 】				日本標準産業分類・細分類番号 ( 4桁 ) 【 2462 】				事業所全体の電気 使用量のうち、申 請者が使用した総 量 ( kWh )	経済的指標 (生産量) t
		電気使用量 ※1 ( kWh )	経済的指標 (生産量) t	構成割合 (%)	事業の売上高 ※2 (千円)	電気使用量 ※1 ( kWh )	経済的指標 (生産量) t	構成割合 (%)	事業の売上高 ※2 (千円)	電気使用量 ※1 ( kWh )	経済的指標 (生産量) t	構成割合 (%)	事業の売上高 ※2 (千円)		
札幌		0		0.00	/	350,000,000	3,567,000	100.00	/	0		0.00	/	350,000,000	3,567,000
仙台		0		0.00	/	0		0.00	/	651,000,000	6,647,800	100.00	/	651,000,000	6,647,800
東京		0		0.00	/	1,419,178,480	17,435,000	91.88	/	125,267,060	1,540,000	8.11	/	1,544,600,000	18,975,000
横浜		0		0.00	/	736,704,920	6,532,000	97.81	/	16,419,760	146,000	2.18	/	753,200,000	6,678,000
名古屋	一般	1,134,500,000	15,790,000	100.00	/	0		0.00	/	0		0.00	/	1,134,500,000	15,790,000
京都	一般	478,228,800	4,320,000	72.24	/	183,705,000	1,660,000	27.75	/	0		0.00	/	662,000,000	5,980,000
大阪	一般	585,644,790	6,248,000	59.39	/	26,920,530	288,000	2.73	/	373,436,070	3,984,000	37.87	/	986,100,000	10,520,000
広島	テナント	334,870,000	3,450,000	100.00	/	0		0.00	/	0		0.00	/	334,870,000	3,450,000
高松		0		0.00	/	63,959,140	628,000	19.82	/	258,708,590	2,540,000	80.17	/	322,700,000	3,168,000
福岡	共同	652,365,350	6,814,000	69.29	/	236,034,050	2,466,000	25.07	/	53,006,450	554,000	5.63	/	941,500,000	9,834,000
合 計		A 3,185,608,940			B 462,311,000	C 3,016,502,120			D 458,943,000	E 1,477,837,930			F 316,478,000		
原単位計算 (5.6超で申請可能)		A/B 6.89				C/D 6.57				E/F 4.66					

(3)減免認定申請を行う事業を行っている事業所名を記載してください。  
 ※事業所の申請事業における使用電力量が年間100万kWhに満たない事業所及び申請事業における電力量が事業所全体の電力使用量の過半に満たない場合も記入の必要がありますのでご注意ください。

(8)(5)で選択した経済的指標のうち、申請事業における値を記載してください。記載した値を基に電気使用量及び構成割合の欄が自動計算されます。

(9)申請事業の売上高の合計額及び非申請事業の売上高の合計額を記載してください。

(7)事業所全体の電気使用量を記載してください。  
 ※テナント受電を受ける事業所についてはテナント全体の電力使用量のうち、申請者が使用した電力使用量を記入してください。

(6)(5)で選択した経済的指標の事業所全体の値を記入してください。

第3表 申請事業を営む事業所における事業ごとの電気  
1. 事業所1 ( 名古屋 ) (注14) に関する情報

事業所が1ヶ所しかない場合でも、この第3表は必ず作成し、提出してください。

事業区分	経済的指標に関する情報 (注15・16)			電気の使用量
	指標 (注17)	(生産量)	構成割合 (注19)	
申請事業	⑤ (単位 (注18) : t) 15,790,000	⑧ (=⑤÷⑦×100) 100.00 %	⑩ (=⑧×⑩) 1,134,500,000 kWh	
申請事業以外の事業	⑥ (単位 (注18) : t) 0	⑨ (=⑥÷⑦×100) 0.00 %	⑫ (=⑨×⑩) 0 kWh	
事業所全体の値	⑦ (=⑤+⑥) (単位 (注18) : t) 15,790,000	100.00 %	⑩ : 申請者が使用した総量 (注20) 1,134,500,000 kWh	
			事業所全体の電気の使用量 (注20) 1,134,500,000 kWh	

2. 事業所2 ( 京都 ) (注14) に関する情報

事業区分	経済的指標に関する情報 (注15・16)			電気の使用量
	指標 (注17)	(生産量)	構成割合 (注19)	
申請事業	⑬ (単位 (注18) : t) 4,320,000	⑯ (=⑬÷⑮×100) 72.24 %	⑰ (=⑯×⑱) 478,228,800 kWh	
申請事業以外の事業	⑭ (単位 (注18) : t) 1,660,000	⑰ (=⑭÷⑮×100) 27.75 %	⑲ (=⑰×⑱) 183,705,000 kWh	
事業所全体の値	⑮ (=⑬+⑭) (単位 (注18) : t) 5,980,000	99.99 %	⑱ : 申請者が使用した総量 (注20) 662,000,000 kWh	
構成割合の端数処理の結果、合計値が100%とならない場合がありますが、99.99%や99.98%と記載して問題ありません。			事業所全体の電気の使用量 (注20) 662,000,000 kWh	

3. 事業所3 ( 大阪 ) (注14) に関する情報

事業区分	経済的指標に関する情報 (注15・16)			電気の使用量
	指標 (注17)	(生産量)	構成割合 (注19)	
申請事業	⑳ (単位 (注18) : t) 6,248,000	㉒ (=⑳÷㉓×100) 59.39 %	㉔ (=㉒×㉕) 585,644,790 kWh	
申請事業以外の事業	㉑ (単位 (注18) : t) 4,272,000	㉕ (=㉑÷㉓×100) 40.60 %	㉖ (=㉕×㉕) 400,356,600 kWh	
事業所全体の値	㉓ (=㉑+㉑) (単位 (注18) : t) 10,520,000	99.99 %	㉕ : 申請者が使用した総量 (注20) 986,100,000 kWh	
			事業所全体の電気の使用量 (注20) 986,100,000 kWh	

(注12) 第3表に記載できる電気の使用量は、小売電気事業者等より直接又は間接に供給を受けたものに限る。このため、自家発電設備から供給を受けた電気その他小売電気事業者等以外から供給を受けた電気の使用量は、ここに計上してはならない。

(注13) 申請事業を営む事業所が4つ以上になる場合は、表の追加を行うこと。

(注14) ( )内には事業所名を記載する(略称可)。

(注15) 経済的指標とは、当該事業所において複数の事業が営まれている場合に、当該事業所における各事業の売上高、出荷額、費用、付加価値、生産量、出荷量、販売量のいずれかの値を指す。ただし、事業所において営まれる事業が1つしか存在しない場合、経済的指標の記載は不要であるものの、申請事業及び事業所全体の数値については記載する必要がある。また、経済的指標は全事業所共通の指標を使用すること。ただし、電力会社が設置したメーターによる区分計測が可能な事業所は除く。

(注16) 経済的指標を用いる場合は、申請に用いた事業年度の計算書類(監査済み財務諸表又は税務申告書に添付した決算書等)を基礎として、その根拠となる資料を用意する。経済的指標のうち、「申請事業」「申請事業以外の事業」「事業所全体の値」については、公認会計士又は税理士に確認を求めること。また、申請時には、当該根拠資料及び公認会計士又は税理士の確認の書面を別途提出すること。

(注17) 売上高、出荷額、費用、付加価値、生産量、出荷量、販売量のいずれか一つを選択すること。ただし、電力会社が設置したメーターによる区分計測が可能な場合、区分計測とここに記載すること。

(注18) 売上高、出荷額、費用、付加価値の単位は千円とする。

(注19) 小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。端数処理によって構成割合の合計値が100%とならない場合があるが、その際は端数処理後の申請事業と非申請事業の割合の合計が記載されていれば可。

(注20) 電気の使用量を証明する書類を別途提出すること。

第3表 申請事業を営む事業所における  
1. 事業所1 ( 広島 )

テナント受電の場合、事業所全体の電気の使用量(緑の数字)に対する申請者の申請事業の電気の使用量の割合を計算し、%表示(小数点以下第3位切り捨て)で第1表の★欄に記載します(この例では、 $334,870,000 \div 588,320,000 = 0.56919$ で、56.91を記載します)。

事業区分	経済的指標に関する情報 (注15・16)			電気の使用量
	指標 (注17)	(生産量)	構成割合 (注19)	
申請事業	⑤ (単位 (注18) : ) 3,450,000		100.00 %	334,870,000 kWh
申請事業以外の事業	⑥ (単位 (注18) : t) 0		⑨ (=⑥÷⑦×100) 0.00 %	⑫ (=⑨×⑩) 0 kWh
事業所全体の値	⑦ (=⑤+⑥) (単位 (注18) : t) 3,450,000		100.00 %	⑩ : 申請者が使用した総量 (注20) 334,870,000 kWh
				事業所全体の電気の使用量 (注20) 588,320,000 kWh

2. 事業所2 ( 福岡 ) (注14) に関する情報

事業区分	経済的指標に関する情報 (注15・16)			電気の使用量
	指標 (注17)	(生産量)	構成割合 (注19)	
申請事業	⑬ (単位 (注18) : t) 6,814,000		⑯ (=⑬÷⑮×100) 69.29 %	⑲ (=⑯×⑱) 652,365,350 kWh
申請事業以外の事業	⑭ (単位 (注18) : t) 3,020,000		⑰ (=⑭÷⑮×100) 30.70 %	⑳ (=⑰×⑱) 289,040,500 kWh
事業所全体の値	⑮ (=⑬+⑭) (単位 (注18) : t) 9,834,000		99.99 %	⑲ : 申請者が使用した総量 (注20) 941,500,000 kWh
				事業所全体の電気の使用量 (注20) 941,500,000 kWh

「テナント受電」の事業所の場合、ここには当該建物等全体の電力使用量の数値を記載します。数値および証拠書類は建物等の所有者等から提供を受けてください。この数字が不明または証拠書類の提供を受けられない場合は、当該事業所は申請できません。

3. 事業所3 ( 共同受電 ) (注14) に関する情報

事業区分	経済的指標に関する情報 (注15・16)			電気の使用量
	指標 (注17)	(生産量)	構成割合 (注19)	
申請事業	⑳ (単位 (注18) : t)		㉒ (=㉑÷㉓×100) %	㉔ (=㉒×㉕) kWh
申請事業以外の事業	㉑ (単位 (注18) : t)		100 %	㉖ (=㉑×㉕) kWh
事業所全体の値	㉒ (=㉑+㉑) (単位 (注18) : t)		%	㉔ : 申請者が使用した総量 (注20) kWh
				事業所全体の電気の使用量 (注20) kWh

「共同受電」の事業所の場合、ここには申請者の事業所のみで使用した電力使用量を記載します。共同受電全体の使用量ではありません。

(注12) 第3表に記載できる電気の使用量は、小売電気事業者等より直接又は間接に供給を受けたものに限る。このため、自家発電設備から供給を受けた電気その他小売電気事業者等以外から供給を受けた電気の使用量は、ここに計上してはならない。

(注13) 申請事業を営む事業所が4つ以上になる場合は、表の追加を行うこと。

(注14) ( )内には事業所名を記載する(略称可)。

(注15) 経済的指標とは、当該事業所において複数の事業が営まれている場合に、当該事業所における各事業の売上高、出荷額、費用、付加価値、生産量、出荷量、販売量のいずれかの値を指す。ただし、事業所において営まれる事業が1つしか存在しない場合、経済的指標の記載は不要であるものの、申請事業及び事業所全体の数値については記載する必要がある。また、経済的指標は全事業所共通の指標を使用すること。ただし、電力会社が設置したメーターによる区分計測が可能な事業所は除く。

(注16) 経済的指標を用いる場合は、申請に用いた事業年度の計算書類(監査済み財務諸表又は税務申告書に添付した決算書等)を基礎として、その根拠となる資料を用意する。経済的指標のうち、「申請事業」「申請事業以外の事業」「事業所全体の値」については、公認会計士又は税理士に確認を求めると。また、申請時には、当該根拠資料及び公認会計士又は税理士の確認の書面を別途提出すること。

(注17) 売上高、出荷額、費用、付加価値、生産量、出荷量、販売量のいずれか一つを選択すること。ただし、電力会社が設置したメーターによる区分計測が可能な場合、区分計測とここに記載すること。

(注18) 売上高、出荷額、費用、付加価値の単位は千円とする。

(注19) 小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。端数処理によって構成割合の合計値が100%とならない場合があるが、その際は端数処理後の申請事業と非申請事業の割合の合計が記載されていれば可。

(注20) 電気の使用量を証明する書類を別途提出すること。

第2表 申請事業の電気の使用量

事業所が1ヶ所しかない場合でも、この第2表は必ず作成し、提出してください。

1. 申請事業の日本標準産業分類への該当

申請事業において製造する製品又は提供するサービス (注8)	精密機械部品の焼き入れや焼きなまし等の熱処理				
当該申請事業の日本標準産業分類への該当 (注9)	製品やサービスの具体的な内容を記載してください。				
日本標準産業分類上の事業の種類	金属熱処理業	日本標準産業分類上の事業の分類番号	2	4	6 5

(注8) 申請事業において製造する製品又はサービスの内容を具体的に記載すること。

(注9) 原則として、日本標準産業分類の細分類に該当する業種名及び分類番号を記載すること。

第1表の「事業の種類」と同じく、日本標準産業分類の細分類(4桁分類)の名称を記載してください。

必ずいずれかにチェックを入れてください。

2. 申請事業の電気の使用量 (注10)

番号	事業所の名称	事業所の所在地	共同受電又はテナント受電 (注11) ※共同受電に該当する場合は、当該事業所について第4表を作成	申請事業の電気の使用量
1	名古屋工場	(〒 460 - 0000 ) 愛知県名古屋市△△区 ○○ 1 - 5 - 4	<input type="checkbox"/> 共同受電形態をとる <input type="checkbox"/> テナント受電形態をとる <input checked="" type="checkbox"/> 共同又はテナント受電形態をとらない	① (第3表の①を転載)  1,134,500,000 kWh
2	京都工場	(〒 660 - 0000 ) 京都府京都市○○区△△ △△町◇◇ 4 - 1 - 1	<input type="checkbox"/> 共同受電形態をとる <input type="checkbox"/> テナント受電形態をとる <input checked="" type="checkbox"/> 共同又はテナント受電形態をとらない	② (第3表の②を転載)  478,228,800 kWh
3	大阪工場	(〒 540 - 0000 ) 大阪府大阪市▲▲▲区 ●●●町 7 - 3 - 5	<input type="checkbox"/> 共同受電形態をとる <input type="checkbox"/> テナント受電形態をとる <input checked="" type="checkbox"/> 共同又はテナント受電形態をとらない	③ (第3表の③を転載)  585,644,790 kWh
第2表が複数枚になる場合は、最後のページに第2表に記載した全ての事業所分の「申請事業の電気の使用量」の合計を記載してください。				合計 kWh

(注10) 申請事業を営む事業所が4つ以上になる場合は、枠の追加を行うこと。

(注11) 共同受電とは事業所を別にする複数の需要家が1つの需給地点を設定して小売電気事業者等と1つの需給契約を締結する受電方式。テナント受電とは事業所を一にする複数の需要家が、1つの需給地点を設定して小売電気事業者等と1つの需給契約を締結する受電方式。

第2表 申請事業の電気の使用量

事業所が1ヶ所しかない場合でも、この第2表は必ず作成し、提出してください。

1. 申請事業の日本標準産業分類への該当

申請事業において製造する製品又は提供するサービス（注8）	精密機械部品の焼き入れや焼きなまし等の熱処理				
当該申請事業の日本標準産業分類への該当（注9）	製品やサービスの具体的な内容を記載してください。				
日本標準産業分類上の事業の種類	金属熱処理業	日本標準産業分類上の事業の分類番号	2	4	6 5

(注8) 申請事業において製造する製品又はサービスの内容を具体的に記載すること。

(注9) 原則として、日本標準産業分類の細分類に該当する業種名及び分類番号を記載すること。

第1表の「事業の種類」と同じく、日本標準産業分類の細分類(4桁分類)の名称を記載してください。

必ずいずれかにチェックを入れてください。

2. 申請事業の電気の使用量（注10）

番号	事業所の名称	事業所の所在地	共同受電又はテナント受電（注11） ※共同受電に該当する場合は、当該事業所について第4表を作成	申請事業の電気の使用量
4	広島工場	(〒 730 - 0000 ) 広島県広島市◎◎区▲▲町7 4 1 - 5	<input type="checkbox"/> 共同受電形態をとる <input checked="" type="checkbox"/> テナント受電形態をとる <input type="checkbox"/> 共同又はテナント受電形態をとらない	④（第3表の⑩を転載） 334,870,000 kWh
5	福岡工場	(〒 812 - 0000 ) 福岡県福岡市■ ■区××6 - 7 - 5	<input checked="" type="checkbox"/> 共同受電形態をとる <input type="checkbox"/> テナント受電形態をとる <input type="checkbox"/> 共同又はテナント受電形態をとらない	⑤（第3表の⑩を転載） 652,365,350 kWh
合計				⑥ = ① + ② + ③ + ④ + ⑤ 3,185,608,940 kWh

第2表が複数枚になる場合は、最後のページに第2表に記載した全ての事業所分の「申請事業の電気の使用量」の合計を記載してください。

(注10) 申請事業を営む事業所が4つ以上になる場合は、枠の追加を行うこと。

(注11) 共同受電とは事業所を別にする複数の需要家が1つの需給地点を設定して小売電気事業者等と1つの需給契約を締結する受電方式。テナント受電とは事業所を一にする複数の需要家が、1つの需給地点を設定して小売電気事業者等と1つの需給契約を締結する受電方式。

第4表 共同受電形態をとる事業所（共同受電形態で電気の供給を受けている事業所が存在する場合のみ記載）<sup>(注21)</sup>

1. 第2表に記載したいずれかの事業所が共同受電形態をとる場合、その事業所の名称を記載すること。	福岡工場			
2. 本事業所が属する共同受電全体で使用した小売電気事業者から供給を受けた電気の使用量はいくらか。また、この数値を証明する書類を別途提出すること。	3,456,780,000 kWh			
3. 当該使用量に対して本事業所における小売電気事業者から供給を受けた電気の使用量が占める割合はいくらか。 <sup>(注22)</sup>	27.23 %			
4. 小売電気事業者との契約者について、以下の情報を記載すること。				
契約者名	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">九州△△製鋼株式会社 取締役福岡事業所長 博多 三郎</td> <td style="width: 30%;">所在地</td> <td style="width: 40%;">(〒 812 - 0000 ) 福岡県福岡市■■区×××6-7-1</td> </tr> </table>	九州△△製鋼株式会社 取締役福岡事業所長 博多 三郎	所在地	(〒 812 - 0000 ) 福岡県福岡市■■区×××6-7-1
九州△△製鋼株式会社 取締役福岡事業所長 博多 三郎	所在地	(〒 812 - 0000 ) 福岡県福岡市■■区×××6-7-1		

(注21) 共同受電形態をとる事業所が2つ以上になる場合は、表の追加を行うこと。

(注22) 小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。

様式第14 (第29条関係)

申請書第1表は、減免申請の要件を満たした事業所毎に作成します。また、申請書第1表は必ず「両面印刷」としてください。

前年も申請した事業者は、前年度の受付番号も記載してください。受付番号は前年の認定書右上の6桁の数字です。

受付番号 (経済産業局記載欄)	
前年度の受付番号	300001

賦課金に係る特例の認定申請書

2017年 11月 25日

経済産業大臣 殿

住所 (〒 100 - 0000 )

東京都千代田区霞が関 1 - 3 - 1

代表者の職印を  
押印してください。

名称： 経済産業株式会社

印

申請者 代表者役職： 代表取締役

氏名： 経済 太郎

(法人番号 4000012090001 )

(法人にあっては名称、法人番号(法人番号がある場合)及び代表者の役職・氏名)

こちらの色が付いている部分の内容は、申請する事業所の第1表全てに同じ内容を記載します。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「法」という。)第37条第1項の規定により、賦課金に係る特例の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

第1表 申請事業及び申請事業所に関する事項 (※以外の項目は公表の対象となる。)

※申請に用いた事業年度(注1) ( 2016年 4月 1日 ) ~ ( 2017年 3月 31日 )	
申請事業に関する情報	
事業の種類(注2) : <b>金属熱処理業</b>	当該事業の内容(注1) : 他社より、精密機械部品半製品の焼き入れや焼きなまし等の熱処理作業を受注し、当社事業所において、熱処理を行っている。
細分類番号 ( 2 4 6 5 ) 当該事業の電気の使用量(注1) : (第2表の合計値を転載) 3,185,608,940 kWh	電気事業者との契約が複数ある時は、該当する契約の「契約番号(お客様番号・ご利用番号など)」を全て記入します。
当該事業の売上高(注1)(注2) : 462,311,000 千円	
当該事業の原単位(注1)(注3) : 6.89 kWh/千円	
電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況	
申請事業所に関する情報	
事業所の名称 : 名古屋工場	年間の申請事業に係る電気の使用量(注1) : 1,134,500,000 kWh
当該事業所の所在地 : (〒 460 - 0000 ) 愛知県名古屋市△△区○○ 1 - 5 - 4	
※電気の供給を受ける小売電気事業者等の名称 : ○○電力(株)	※当該電気事業者より付与されている識別番号(注4) : 144-555-7779、144-556-7471
※事業所全体の電気の使用量における申請事業の電気使用割合 : 100.00 %	
○原単位の推移(注5)	
事業年度	2011 年度    2012 年度    2013 年度    2014 年度    2015 年度    2016 年度
原単位(注3)	6.94            7.48            8.68            8.45            7.88            6.89
対前年度比(%) (注6)	/            ① 107.78 %    ② 116.04 %    ③ 97.35 %      ④ 93.25 %      ⑤ 87.43 %
申請前年度に係る四事業年度変化率(注7) :            97 %	
申請前々年度に係る四事業年度変化率(注7) :            103 %	

原単位と対前年度比は小数点以下第2位未満を「切り捨て」して、小数点以下第2位まで記載します。

- (注1) 法第37条第3項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の11月1日前に終了した直近の事業年度のもを記載すること。
- (注2) 公認会計士又は税理士に確認を求め、その確認の書面を別途提出すること。また、記載する売上高は、申請に用いた事業年度の計算書類（監査済み財務諸表又は税務申告書に添付した決算書等）を基礎とし、1に満たない端数は、切り捨てるものとする。  
事業の種類については、原則として日本標準産業分類の細分類番号（4桁）と細分類業種名を記載する。
- (注3) 原則として、小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。
- (注4) 識別番号とは、小売電気事業者等より顧客ごとに付与されている番号（お客さま番号、電気番号等と呼ばれる。）であり、当該事業所に複数の電気契約がある場合は、全て記載が必要。
- (注5) 法第37条第3項の規定の適用を受けようとする年度の前年度11月1日前に終了した直近の事業年度から起算して過去6事業年度分の原単位（売上高千円当たりの電気の使用量（キロワット時で表した量をいい、小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量に限る。））及び原単位の対前年度比（単位：％）を記載する。
- (注6) 原単位の対前年度比は、小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。
- (注7) 申請前年度に関わる四事業年度変化率 =  $(② \times ③ \times ④ \times ⑤)^{1/4}$   
申請前々年度に関わる四事業年度変化率 =  $(① \times ② \times ③ \times ④)^{1/4}$   
四事業年度変化率について、1に満たない端数は、切り捨てるものとする。

申請書に記載した内容について説明できる担当者の連絡先を記載してください。

届出担当者 連絡先	担当者名	経済 次郎
	所属部課	総務経理部 経理課
	所在地	(〒100-0000) 東京都千代田区霞が関1-3-1
	電話番号	03-3501-XXXX
	Eメール	jiro-keizai@XXXX.co.jp

-----（以下は経済産業局記載欄）-----

この破線以下の部分には何も記載しないでください。また、様式にある文言は消さないでください。

年 月 日

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき、認定する（ 30 年度における特例分）。なお、当該事業所に適用される法第37条第3項2号の規定に基づく割合は（ /100）とする。

○当該事業所における、当該認定に係る事業に係る電気の使用割合： %

経済産業大臣

（留意事項）本認定を受けた後は速やかに、対象事業所に電気を供給している小売電気事業者等に、本認定を受けた旨をお申し出ください。

様式第14（第29条関係）

受付番号 (経済産業局記載欄)	
前年度の受付番号	300001

賦課金に係る特例の認定申請書

2017年 11月 25日

経済産業大臣 殿

住所 (〒 100 - 0000 )

東京都千代田区霞が関1-3-1

名称： 経済産業株式会社

印

申請者 代表者役職： 代表取締役

氏名： 経済 太郎

(法人番号 4000012090001 )

(法人にあつては名称、法人番号(法人番号がある場合)及び代表者の役職・氏名)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「法」という。)第37条第1項の規定により、賦課金に係る特例の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

第1表 申請事業及び申請事業所に関する事項 (※以外の項目は公表の対象となる。)

※申請に用いた事業年度 <sup>(注1)</sup> ( 2016年 4月 1日 ) ~ ( 2017年 3月 31日 )						
申請事業に関する情報		申請事業所に関する情報				
事業の種類 <sup>(注2)</sup> : 金属熱処理業	当該事業の内容 <sup>(注1)</sup> : 他社より、精密機械部品半製品の焼き入れや焼きなまし等の熱処理作業を受注し、当社事業所において、熱処理を行っている。	事業所の名称 : 京都工場	年間の申請事業に係る電気の使用量 <sup>(注1)</sup> : 478,228,800 kWh			
細分類番号 ( 2 4 6 5 )		当該事業所の所在地 : (〒 660 - 0000 ) 京都府京都市○○区△△△町◇◇4-1-1				
当該事業の電気の使用量 <sup>(注1)</sup> : (第2表の合計値を転載) 3,185,608,940 kWh		※電気の供給を受ける小売電気事業者等の名称 ○○電力(株)				
当該事業の売上高 <sup>(注1)(注2)</sup> : 462,311,000 千円		※当該電気事業者より付与されている識別番号 <sup>(注4)</sup> : 14T35478-6844				
当該事業の原単位 <sup>(注1)(注3)</sup> : 6.89 kWh/千円		※事業所全体の電気の使用量における申請事業の電気使用割合 72.24 %				
電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況						
○原単位の推移 <sup>(注5)</sup>						
事業年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
原単位 <sup>(注3)</sup>	6.94	7.48	8.68	8.45	7.88	6.89
対前年度比(%) (注6)		① 107.78 %	② 116.04 %	③ 97.35 %	④ 93.25 %	⑤ 87.43 %
申請前年度に係る四事業年度変化率 <sup>(注7)</sup> :	97 %					
申請前々年度に係る四事業年度変化率 <sup>(注7)</sup> :	103 %					

- (注1) 法第37条第3項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の11月1日前に終了した直近の事業年度のもを記載すること。
- (注2) 公認会計士又は税理士に確認を求め、その確認の書面を別途提出すること。また、記載する売上高は、申請に用いた事業年度の計算書類（監査済み財務諸表又は税務申告書に添付した決算書等）を基礎とし、1に満たない端数は、切り捨てるものとする。  
事業の種類については、原則として日本標準産業分類の細分類番号（4桁）と細分類業種名を記載する。
- (注3) 原則として、小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。
- (注4) 識別番号とは、小売電気事業者等より顧客ごとに付与されている番号（お客さま番号、電気番号等と呼ばれる。）であり、当該事業所に複数の電気契約がある場合は、全て記載が必要。
- (注5) 法第37条第3項の規定の適用を受けようとする年度の前年度11月1日前に終了した直近の事業年度から起算して過去6事業年度分の原単位（売上高千円当たりの電気の使用量（キロワット時で表した量をいい、小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量に限る。））及び原単位の対前年度比（単位：％）を記載する。
- (注6) 原単位の対前年度比は、小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。
- (注7) 申請前年度に関わる四事業年度変化率＝ $(② \times ③ \times ④ \times ⑤)^{1/4}$   
申請前々年度に関わる四事業年度変化率＝ $(① \times ② \times ③ \times ④)^{1/4}$   
四事業年度変化率について、1に満たない端数は、切り捨てるものとする。

届出担当者 連絡先	担当者名	経済 次郎
	所属部課	総務経理部 経理課
	所在地	(〒100-0000) 東京都千代田区霞が関1-3-1
	電話番号	03-3501-XXXX
	Eメール	jiro-keizai@XXXX.co.jp

-----（以下は経済産業局記載欄）-----

年 月 日

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき、認定する（ 30 年度における特例分）。なお、当該事業所に適用される法第37条第3項2号の規定に基づく割合は（ /100）とする。

○当該事業所における、当該認定に係る事業に係る電気の使用割合： %

経済産業大臣

（留意事項）本認定を受けた後は速やかに、対象事業所に電気を供給している小売電気事業者等に、本認定を受けた旨をお申し出ください。

様式第14 (第29条関係)

受付番号 (経済産業局記載欄)	
前年度の受付番号	300001

賦課金に係る特例の認定申請書

2017年 11月 25日

経済産業大臣 殿

住所 (〒 100 - 0000 )

東京都千代田区霞が関1-3-1

名称: 経済産業株式会社

印

申請者 代表者役職: 代表取締役

氏名: 経済 太郎

(法人番号: 4000012090001 )

(法人にあつては名称、法人番号(法人番号がある場合)及び代表者の役職・氏名)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「法」という。)第37条第1項の規定により、賦課金に係る特例の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

第1表 申請事業及び申請事業所に関する事項 (※以外の項目は公表の対象となる。)

※申請に用いた事業年度 <sup>(注1)</sup> ( 2016年 4月 1日 ) ~ ( 2017年 3月 31日 )						
申請事業に関する情報		申請事業所に関する情報				
事業の種類 <sup>(注2)</sup> : 金属熱処理業	当該事業の内容 <sup>(注1)</sup> : 他社より、精密機械部品半製品の焼き入れや焼きなまし等の熱処理作業を受注し、当社事業所において、熱処理を行っている。	事業所の名称 : 大阪工場	年間の申請事業に係る電気の使用量 <sup>(注1)</sup> : 585,644,790 kWh			
細分類番号 ( 2 4 6 5 )		当該事業所の所在地 : (〒 540 - 0000 ) 大阪府大阪市▲▲▲区●●●町7-3-5				
当該事業の電気の使用量 <sup>(注1)</sup> : (第2表の合計値を転載) 3,185,608,940 kWh		※電気の供給を受ける小売電気事業者等の名称 ××電力(株)				
当該事業の売上高 <sup>(注1)(注2)</sup> : 462,311,000 千円		※当該電気事業者より付与されている識別番号 <sup>(注4)</sup> : C22-4658-7981D1、C22-4658-7982D3、C22-4658-7985D2				
当該事業の原単位 <sup>(注1)(注3)</sup> : 6.89 kWh/千円		※事業所全体の電気の使用量における申請事業の電気使用割合 59.39 %				
電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況						
○原単位の推移 <sup>(注5)</sup>						
事業年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
原単位 <sup>(注3)</sup>	6.94	7.48	8.68	8.45	7.88	6.89
対前年度比(%) (注6)		① 107.78 %	② 116.04 %	③ 97.35 %	④ 93.25 %	⑤ 87.43 %
申請前年度に係る四事業年度変化率 <sup>(注7)</sup> :		97 %				
申請前々年度に係る四事業年度変化率 <sup>(注7)</sup> :		103 %				

- (注1) 法第37条第3項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の11月1日前に終了した直近の事業年度のもを記載すること。
- (注2) 公認会計士又は税理士に確認を求め、その確認の書面を別途提出すること。また、記載する売上高は、申請に用いた事業年度の計算書類（監査済み財務諸表又は税務申告書に添付した決算書等）を基礎とし、1に満たない端数は、切り捨てるものとする。  
事業の種類については、原則として日本標準産業分類の細分類番号（4桁）と細分類業種名を記載する。
- (注3) 原則として、小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。
- (注4) 識別番号とは、小売電気事業者等より顧客ごとに付与されている番号（お客さま番号、電気番号等と呼ばれる。）であり、当該事業所に複数の電気契約がある場合は、全て記載が必要。
- (注5) 法第37条第3項の規定の適用を受けようとする年度の前年度11月1日前に終了した直近の事業年度から起算して過去6事業年度分の原単位（売上高千円当たりの電気の使用量（キロワット時で表した量をいい、小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量に限る。））及び原単位の対前年度比（単位：％）を記載する。
- (注6) 原単位の対前年度比は、小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。
- (注7) 申請前年度に関わる四事業年度変化率＝ $(② \times ③ \times ④ \times ⑤)^{1/4}$   
申請前々年度に関わる四事業年度変化率＝ $(① \times ② \times ③ \times ④)^{1/4}$   
四事業年度変化率について、1に満たない端数は、切り捨てるものとする。

届出担当者 連絡先	担当者名	経済 次郎
	所属部課	総務経理部 経理課
	所在地	(〒100-0000) 東京都千代田区霞が関1-3-1
	電話番号	03-3501-XXXX
	Eメール	jiro-keizai@XXXX.co.jp

-----（以下は経済産業局記載欄）-----

年 月 日

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき、認定する（ 30 年度における特例分）。なお、当該事業所に適用される法第37条第3項2号の規定に基づく割合は（ /100）とする。

○当該事業所における、当該認定に係る事業に係る電気の使用割合： %

経済産業大臣

（留意事項）本認定を受けた後は速やかに、対象事業所に電気を供給している小売電気事業者等に、本認定を受けた旨をお申し出ください。

様式第14 (第29条関係)

※テナント受電形態をとる事業所用

受付番号 (経済産業局記載欄)	
前年度の受付番号	300001

賦課金に係る特例の認定申請書

2017年 11月 25日

経済産業大臣 殿

住所 (〒 100 - 0000 )

東京都千代田区霞が関1-3-1

名称: 経済産業株式会社

印

申請者 代表者役職: 代表取締役

氏名: 経済 太郎

(法人番号: 4000012090001 )

(法人にあつては名称、法人番号(法人番号がある場合)及び代表者の役職・氏名)

住所 (〒 730 - 0000 )

広島県広島市◎◎区▲▲▲町741-5

名称: 広島〇〇工業株式会社

印

代表者役職: 代表取締役

氏名: 広島 一郎

(法人番号: 00000000XXXXX )

(法人にあつては名称、法人番号(法人番号がある場合)及び代表者の役職・氏名)

テナント受電の場合は、建物等の所有者等が電気事業者との直接契約者ですので、その所在地・名称・代表者等の記載と押印が必要です。

小売電気事業者等との直接契約者

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「法」という。)第37条第1項の規定により、賦課金に係る特例の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

テナント-第1表 申請事業及び申請事業所に関する事項 (※以外の項目は公表の対象となる。)

※申請に用いた事業年度(注1) ( 2016年 4月 1日 ) ~ ( 2017年 3月 31日 )			
申請事業に関する情報		申請事業所に関する情報	
事業の種類(注2): 金属熱処理業	当該事業の内容(注1): 他社より、精密機械部品半製品の焼き入れや焼きなまし等の熱処理作業を受注し、当社事業所において、熱処理を行っている。	事業所の名称: 広島工場	年間の申請事業に係る電気の使用量(注1): 334,870,000 kWh
細分類番号(2465)		当該事業所の所在地:(〒 730 - 0000 ) 広島県広島市◎◎区▲▲▲町741-5	
当該事業の電気の使用量(注1): (第2表の合計値を転載) 3,185,608,940 kWh		テナント受電に関する情報	
当該事業の売上高(注1)(注2): 462,311,000 千円	ここに記載する番号等は、電気事業者との直接契約者(建物等の所有者等)が電気事業者から付与された番号を記載します(申請者と建物の所有者との間で決められた番号等ではありません)	※電気の供給を受ける小売電気事業者等の名称 ○△電力(株)	
当該事業の原単位(注1)(注3): 6.89 kWh/千円		※当該電気事業者より付与されている識別番号(注4): C44-776-2183-1-00-41-1	
電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況		※事業所全体の電気の使用量のうち申請者が申請事業において使用する電気の使用量の割合 ★ 56.91 %	
○原単位の推移(注5)			
事業年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
原単位(注3)	6.94	7.48	8.68
対前年度比(%) (注6)		① 107.78 %	② 116.04 %
		③ 97.35 %	④ 93.25 %
		⑤ 87.43 %	
申請前年度に係る四事業年度変化率(注7):		97 %	
申請前々年度に係る四事業年度変化率(注7):		103 %	

- (注1) 法第37条第3項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の11月1日前に終了した直近の事業年度のものを記載すること。
- (注2) 公認会計士又は税理士に確認を求め、その確認の書面を別途提出すること。また、記載する売上高は、申請に用いた事業年度の計算書類（監査済み財務諸表又は税務申告書に添付した決算書等）を基礎とし、1に満たない端数は、切り捨てるものとする。  
事業の種類については、原則として日本標準産業分類の細分類番号（4桁）と細分類業種名を記載する。
- (注3) 原則として、小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。
- (注4) 識別番号とは、小売電気事業者等より顧客ごとに付与されている番号（お客さま番号、電気番号等と呼ばれる。）であり、当該事業所に複数の電気契約がある場合は、全て記載が必要。
- (注5) 法第37条第3項の規定の適用を受けようとする年度の前年度11月1日前に終了した直近の事業年度から起算して過去6事業年度分の原単位（売上高千円当たりの電気の使用量（キロワット時で表した量をいい、小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量に限る。））及び原単位の対前年度比（単位：％）を記載する。
- (注6) 原単位の対前年度比は、小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。
- (注7) 申請前年度に関わる四事業年度変化率＝ $(2 \times 3 \times 4 \times 5)^{1/4}$   
申請前々年度に関わる四事業年度変化率＝ $(1 \times 2 \times 3 \times 4)^{1/4}$   
四事業年度変化率について、1に満たない端数は、切り捨てるものとする。

届出担当者 連絡先	担当者名	経済 次郎
	所属部課	総務経理部 経理課
	所在地	(〒100-0000) 東京都千代田区霞が関1-3-1
	電話番号	03-3501-XXXX
	Eメール	jiro-keizai@XXXX.co.jp

----- (以下は経済産業局記載欄) -----

年 月 日

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき、認定する（ 30 年度における特例分）。なお、当該事業所に適用される法第37条第3項2号の規定に基づく割合は（ /100）とする。

○事業所全体の電気の使用量のうち申請者が申請事業において使用する電気の使用量の割合： %

経済産業大臣

(留意事項) 本認定を受けた後は速やかに、対象事業所に電気を供給している小売電気事業者等に、本認定を受けた旨をお申し出ください。

様式第14 (第29条関係)

※共同受電形態をとる事業所用

受付番号 (経済産業局記載欄)	
前年度の受付番号	300001

賦課金に係る特例の認定申請書

2017年 11月 25日

経済産業大臣 殿

住所 (〒100-0000)  
東京都千代田区霞が関1-3-1

名称: 経済産業株式会社 印

申請者

代表者役職: 代表取締役

氏名: 経済 太郎

(法人番号:4000012090001)

(法人にあつては名称、法人番号(法人番号がある場合)及び代表者の役職・氏名)

住所 (〒812-0000)

福岡県福岡市■区×××6-7-1

名称: 九州△△製鋼株式会社 印

代表者役職: 代表取締役

氏名: 福岡 次郎

(法人番号:11000000XXXXX)

(法人にあつては名称、法人番号(法人番号がある場合)及び代表者の役職・氏名)

共同受電の場合は、電気事業者との直接契約者(幹事会社)の所在地・名称・代表者等の記載と押印が必要です。

小売電気事業者等との直接契約者

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「法」という。)第37条第1項の規定により、賦課金に係る特例の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

共同-第1表 申請事業及び申請事業所に関する事項 (※以外の項目は公表の対象となる。)

※申請に用いた事業年度(注1) (2016年 4月 1日) ~ (2017年 3月 31日)																						
申請事業に関する情報	申請事業所に関する情報																					
事業の種類(注2): 金属熱処理業 細分類番号(2465) 当該事業の電気の使用量(注1): (第2表の合計値を転載) 3,185,608,940 kWh 当該事業の売上高(注1)(注2): 462,311,000 千円 当該事業の原単位(注1)(注3): 6.89 kWh/千円	当該事業の内容(注1): 他社より、精密機械部品半製品の焼き入れや焼きなまし等の熱処理作業を受注し、当社事業所において、熱処理を行っている。 ※ここに記載する番号等は、電気事業者との直接契約者(共同受電の幹事会社)が電気事業者から付与された番号を記載し、申請者と幹事会社との間で決められた番号 共同受電に関する情報 ※電気の供給を受ける小売電気事業者等の名称: ■○電力(株) ※当該電気事業者より付与されている識別番号(注4): K01-7642-5554-18-02-A13 ※共同受電における当該事業所の電気の利用率(第4表の3を転載): 27.23 % ※事業所全体の電気の使用量における申請事業の電気使用割合(第3表の申請事業の構成割合を転載): 69.29 %																					
事業所の名称: 福岡工場 年間の申請事業に係る電気の使用量(注1): 652,365,350 kWh 当該事業所の所在地: (〒812-0000) 福岡県福岡市■区×××6-7-5																						
電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況 ○原単位の推移(注5)																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業年度</th> <th>2011 年度</th> <th>2012 年度</th> <th>2013 年度</th> <th>2014 年度</th> <th>2015 年度</th> <th>2016 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原単位(注3)</td> <td>6.94</td> <td>7.48</td> <td>8.68</td> <td>8.45</td> <td>7.88</td> <td>6.89</td> </tr> <tr> <td>対前年度比(注6)(%)</td> <td></td> <td>① 107.78 %</td> <td>② 116.04 %</td> <td>③ 97.35 %</td> <td>④ 93.25 %</td> <td>⑤ 87.43 %</td> </tr> </tbody> </table>	事業年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	原単位(注3)	6.94	7.48	8.68	8.45	7.88	6.89	対前年度比(注6)(%)		① 107.78 %	② 116.04 %	③ 97.35 %	④ 93.25 %	⑤ 87.43 %	申請前年度に係る四事業年度変化率(注7): 97 % 申請前々年度に係る四事業年度変化率(注7): 103 %
事業年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度																
原単位(注3)	6.94	7.48	8.68	8.45	7.88	6.89																
対前年度比(注6)(%)		① 107.78 %	② 116.04 %	③ 97.35 %	④ 93.25 %	⑤ 87.43 %																

- (注1) 法第37条第3項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の11月1日前に終了した直近の事業年度のもを記載すること。
- (注2) 公認会計士又は税理士に確認を求め、その確認の書面を別途提出すること。また、記載する売上高は、申請に用いた事業年度の計算書類（監査済み財務諸表又は税務申告書に添付した決算書等）を基礎とし、1に満たない端数は、切り捨てるものとする。  
事業の種類については、原則として日本標準産業分類の細分類番号（4桁）と細分類業種名を記載する。
- (注3) 原則として、小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。
- (注4) 識別番号とは、小売電気事業者等より顧客ごとに付与されている番号（お客さま番号、電気番号等と呼ばれる。）であり、当該事業所に複数の電気契約がある場合は、全て記載が必要。
- (注5) 法第37条第3項の規定の適用を受けようとする年度の前年度11月1日前に終了した直近の事業年度から起算して過去6事業年度分の原単位（売上高千円当たりの電気の使用量（キロワット時で表した量をいい、小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量に限る。））及び原単位の対前年度比（単位：％）を記載する。
- (注6) 原単位の対前年度比は、小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。
- (注7) 申請前年度に関わる四事業年度変化率＝ $(2 \times 3 \times 4 \times 5)^{1/4}$   
申請前々年度に関わる四事業年度変化率＝ $(1 \times 2 \times 3 \times 4)^{1/4}$   
四事業年度変化率について、1に満たない端数は、切り捨てるものとする。

届出担当者 連絡先	担当者名	経済 次郎
	所属部課	総務経理部 経理課
	所在地	(〒100-0000) 東京都千代田区霞が関1-3-1
	電話番号	03-3501-XXXX
	Eメール	jiro-keizai@XXXX.co.jp

----- (以下は経済産業局記載欄) -----

年 月 日

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき、認定する（ 30 年度における特例分）。なお、当該事業所に適用される法第37条第3項2号の規定に基づく割合は（ /100）とする。

○共同受電における当該事業所の電気の使用率： %

○当該事業所における、当該認定に係る事業に係る電気の使用割合： %

経済産業大臣

（留意事項）本認定を受けた後は速やかに、対象事業所に電気を供給している小売電気事業者等に、本認定を受けた旨をお申し出ください。

## 備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 本様式は、第1表は両面印刷とし、それ以外は片面印刷とすること。
- 4 印刷した本様式は、ホチキス留めせず、用紙の左上をクリップ留めすること。
- 5 第1表の事業の内容では、当該事業がどのような製品又はサービスを扱っているのか、当該事業がどのように製品を製造又はサービスを提供しているのか、当該事業が扱う製品又はサービスを販売する市場又は顧客の種類はどのようなものか、また、その他事業の内容を説明するに当たり必要と判断される事項等を説明すること。
- 6 第3表の経済的指標とは、以下のとおり。

売上高とは、事業所で製造された製品、或いは、提供されたサービスが、当該事業所から外部へ販売された際の金額とする。

出荷額とは、工業統計調査における製造品出荷額の定義に従い、売上高より積込料、運賃、保険料及びその他諸掛を除いたものとする。

費用とは、

- ① 原材料使用額等（※）
- ② 売上原価
- ③ 売上原価及び販売費及び一般管理費

のいずれかを、事業ごとに按分したものとす。かかる按分の方法は、申請者が普段行っている管理会計と同じとなるようにすること。

（※）工業統計調査における定義。原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税を含む。

付加価値とは、売上高より原材料使用額等を除いたものとする。ただし、付加価値を使うことができるのは、この値が正の値となっている場合に限る。

生産量、出荷量、販売量とは、事業所に係る製品の数量とする。なお、これらの指標の使用は、製品の特性が類似しており、共通単位（トン、個数等）での比較が可能である場合に限り認められる。各指標の詳細な定義は、生産動態統計の定義に従い、以下のとおり。

- ・生産量とは、事業所が実際に生産（受託生産を含む。）した製品の数量。ただし、仕掛中の半製品は除く。
- ・出荷量とは、事業所及び同事業所が契約の主体となって借り受けている倉庫又は保管場所から、実際に出荷した数量。
- ・販売量とは、出荷量のうち、次の事由に該当するもの。
  - ① 販売業者又は消費者である他企業に直接販売したもの
  - ② 販売することを目的として本社、営業所又は中継地などに出荷したもの
  - ③ 受託生産品を販売業者（消費者を含む。）である委託者へ出荷したもの
  - ④ 同一製品を生産していない同一企業内の他工場へ出荷したもの（全くの転売品）

経済的指標は全事業所共通の指標を使用すること。ただし、電力会社が設置したメーターによる区分計測が可能な事業所は除く。

(以上)